

令和5年度 第4回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年7月14日（金）
午後2時00分～3時19分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 15名

（会場参加）

上原 亀一 委員
当真 聡 委員
八前 隆一 委員
新立 弘子 委員

赤嶺 博之 委員
伊良波宏紀委員
山内 得信 委員

大城 和夫 委員
大嶺 嘉昭 委員
藤田 喜久 委員

（Web参加）

池田 博 委員
天方 徹 委員

大谷健太郎委員
城間 恒浩 委員

山川 彩子 委員

事務局職員 3名

井上 顕（事務局長）
米丸 浩平（書記）

秋田 雄一（主任書記）

○事務局（井上） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まずは資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書、そして議案に対する添付資料が2点、それから議事外報告の合計5種類になります。不足がありましたら、お申しつけください。

なお、議事外報告の資料については、法令違反に関する個人情報を含むため、報告終了後に回収させていただきます。

ウェブ参加者については、画面の共有での資料閲覧とさせていただきますが、少しパソコンの接触が悪くて、こちらのほうで確認できないときが

ありますので、ご了承ください。

それと、いつものお約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは、原則としてオンにしてください。

それから、会場の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見のほうありますでしょうか。大丈夫なので、不都合がある方は、画面共有して進行していきたいと思います。なければ、画面共有しないで進行したいと思います。

では、ただいまより令和5年度第4回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大嶺委員、伊良波委員、大城委員、当真委員、八前委員、山内委員、新立委員、藤田委員の10名にお越しいただいております。ウェブでは、池田委員、大谷委員、山川委員、城間委員、天方委員の5名にご参加いただいておりますので、委員定数15名全員のご出席であり、本日の委員会は成立いたします。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。上原会長、よろしくをお願いいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

（「こんにちは」という声、あり）

○上原議長 ただいまから、令和5年度第4回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の議案は3題提案をされておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。また、協議事項が1題、報告が3題提案されております。併せてよろしくお願いを申し上げます。

審議に入ります前に、議事録署名人のご指名をさせていただきたいと思っております。本日の議事録署名人は、山内委員、藤田委員のお二方をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[第1号議案 浮魚礁の承認申請について]

○上原議長 それでは、議案に入ります。

第1号議案 浮魚礁の承認申請について提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） 事務局の秋田です。どうぞよろしくをお願いします。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、資料の1ページをご覧ください。

1号議案に関しては、議案書の1号議案と、それに加えて別でつづっております別添資料1がございます。併せて確認していきたいと思っております。

浮魚礁の敷設承認申請について。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、流失後の新規敷設3基及び再承認123基の浮魚礁敷設承認申請が提出されておりますので、その敷設の承認についてご審議願います。

また、議案の最後に、この敷設承認申請に関する委員会指示違反が1件ございましたので、それに関する警告文書の発出に関して最後にお伺いしたいと思います。

では、議案書の2ページをご覧ください。こちらはいつもの図となっておりますが、浮魚礁の敷設承認に係る全体の流れになっております。

続いて3ページ、今回の海区委員会に上がってきています浮魚礁の承認基数の状況であります。

続いて4ページが第3、第4、第5ブロックになっておりまして、下に設置状況と申請の状況のまとめが、左下に漁協・市町村分と県設置分で整理されております。令和5年度の承認上限基数が漁協・市町村分で150基なんですけど、流失分を除いた設置基数が114基、これまでの委員会で承認をした基数が72基、今回承認いただくのが新規で3基と再承認が38基で、残りが4基になっております。

県設置分に関しては、全部で上限が100基なんですけど、設置基数が現在86基、流失が1基で、今回上がってきたのが85基なんですけれども、未承認となっている2件、これに関しては、今回、繰り返し周辺を探索したものの見つからず、次年度も同じような調査をして、それでも見つからなければ漁港漁場課さんのほうでマルチビームソナーで探索をして、それでも見つからなければ流失届を提出するということです。

続いて5ページから10ページまでが、それぞれ各漁協及び市町村、県から提出された各魚礁の情報の詳細になっております。緯度、経度に関して

は、事務局で全て提出された資料と申請書の内容が合致していることを確認しています。

ご確認いただきたいのが、5ページの下から3行目、糸満漁協の第15号なのですが、こちらは別添の資料の13ページになります。別添1の13ページ、糸満15号なのですが、こちらは資料の確認の際に灯火などを確認することが義務づけられているんですけども、写真がちょっと上半分切れてしまっていて灯火が確認できない状況になっていました。これについて事務局で設置者のほうに確認したところ、きちんと灯火はついているんですけども、ちょっと撮影の不具合があったということで、物自体は設置されていることを口頭で確認しております。

それから、ページをめくっていただいて議案書の6ページです。下から6行目の名護漁協、名護6号になります。こちらは別添資料の22ページなんですけれども、礁体の写真を見ていただくと、設置者名、それから番号と標識灯、レーダー反射板がちょっとうまく確認できない状態になっています。こちらについては、漁協のほうからの提出がぎりぎり、まだ内容について確認できてはいないんですが、こういった情報をきちんと分かりやすく写真の中でも見えるように整理いただくように事務局から指導したいと考えております。

それで、現在提出を受けた分に関しては、この2件を除いて適切に申請されていることを事務局で確認いたしました。

11ページをご覧ください。海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針が11ページから13ページに掲載してあります。

今回、国頭漁協さんのほうから設置状況の承認申請に必要な現地確認ができなかった分が4基あるということで、こちらに関しては、繰り返し、今年の申請期間が始まってから早めの調査をお願いしてきたところなんですけれども、委員会指示の第5条、沖縄海区漁業調整委員会指示4第2号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和5年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長するとあって、今日までに設置状況の確認をしなきゃいけなかったんですが、それがちょっと遅れているということで、14ページに指導文書の案を載せております。国頭漁協さんに関しては、昨年と同じような報告の遅れがありましたので、今回、ちょっと注意喚起を促したいということで、警告文を发出させていただこうと考えております。

事務局からは、この提出のありました浮魚礁の敷設承認申請全部で126基分と、それから国頭漁協さんに対する警告文の发出についてお伺いした

いと思います。よろしくお願ひします。

○上原議長　ただいま事務局より再承認、新規3基含めて126基の承認申請、あと併せてまだ申請が間に合わなくなった国頭漁協さんに対して注意喚起の警告文を発するというこゝも併せて提案がございました。

この件について、委員の皆様からのご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひをしたいと思います。

八前委員、どうぞ。

○八前委員　別添資料の22ページと議案書の6ページのところなんですが、名護漁協の資料が右側ですよね。これが今回の指導対象で、左側が名護5号なんですけれども、この写真では5なのか4なのか何なのか判別できないんですけれども、ほかの写真で確認されているのでしょうか。

写真が左と右があつて、左側が名護5号で右が名護6号で、6号のほうは番号とかが確認できないということで指導、左側もこの写真では番号が見えないんですが、どうなんでしょうか。

○事務局（秋田）　そうですね。これも……

事務局からよろしいでしょうか。

○上原議長　事務局、お願ひします。

○事務局（秋田）　すみません、その件も含めまして、名護漁協さんのほうには魚礁の番号がきちんと示されていること、それから撮影の際には、撮影する向きだとか位置をもう少し工夫していただくようにお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

○上原議長　その辺は、ちょっと見せてもらったら名護漁協さん、5基とも少し判別しづらいなので、そのあたりは併せて指導をしてください。

○事務局（秋田）　はい。

○上原議長　ほかございませんか。

はい、池田委員。

○池田委員　ちょっと確認ですけれども、国頭漁協のこの4基、先ほど事務局からの説明では前回もそういうことがあったということなんですが、ちなみにこの4基というのは中層でしょうか表層でしょうか。それをちょっと確認したいんですけれども。

○事務局（秋田）　よろしいでしょうか。

4基未確認なのは、中層になります。

○池田委員　そうすると、もう2年にわたって調査しても発見できないということは流失した可能性が大だと思うんですが、漁協のほうではどのような対応をしようというふうに考えておられるのでしょうか。

○事務局（秋田） この4基に関しては、調査で確認できなかったわけではなくて、調査に行けていない状態なので、漁協の事務局と漁業者の方の調整がうまくできていない状態になります。

○池田委員 よろしいでしょうか。

そうであれば、調整規則違反になりますので、速やかに調査して結果を報告させるようにぜひ指導していただきたいと思います。

○事務局（秋田） はい、どうもありがとうございます。

○上原議長 ほかがございませんか。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長 特にないようでございますので、お諮りをしたいと思いません。

先ほど名護漁協さんの指導に関しては、今回申請をされた分に関してしっかり見られるように指導していただくというところと、併せまして国頭漁協さんに関してはしっかり確認作業を行って、速やかに手続を進めるように指導する警告をするということも併せて提案のとおりご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 はい、ありがとうございます。

第1号議案については、警告文の発出も含めて提案のとおり承認をするということといたします。

〔第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について〕

○上原議長 次に、第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） はい、よろしく申し上げます。

第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が、漁業について30件、養殖について1件及び試験研究について1件あります。これらのウミガメ採捕承認申請についてご審議願います。

議案書の16ページをご覧ください。

前回までの海区で、今年度のアオウミガメの漁業で新規に採捕承認を申請される方の許可頭数に関して、判断基準を前回までの海区で見直してきました。それによると、前年実績がない方、新規の方は10頭を上限として承認するとしています。アカウミガメとタイマイについては、これまでど

おり新規の方はおのおの1頭ずつを上限、実績がある方は承認申請の2分の1と前年度の実績を申請の上限とするという考え方で審査していくことになっておりました。

しかし、17ページをご覧ください。

今回、漁業で非常に多くの申請が上がってきております。特にアオウミガメに関しては、申請だけ見ると291頭分申請が上がってきていて、これを全部承認できる状態にありませんでした。基準に則って新規の方を10頭承認してしまうと頭数枠が足りなくなる可能性がありましたので、事務局のほうで新規、または前年に実績がない方に関しては8頭を一旦割り当てる案を提案したいと考えております。

その考えに基づいて、アオウミガメ、こちらの表を見ていくと、令和5年度の申請と承認案、それから右側が令和4年度の承認数と実績が表になっております。このような形で承認案を全部割り当てると175頭になっております。

ただ、昨年11頭採捕の実績があった方から申請が上がってきているものの、前年の仕切り書の添付不備があって受理できていないものが1件ございます。その分を勘案すると、実績が非常に多い方の分を残しておく必要があるんじゃないかということで、今回、8頭の割当てで175頭と、まだ30頭余裕を持たせた承認案になっております。

それから、アカウミガメに関しては、全体の承認枠が6頭と非常に少ないので、原則にのっとって割り当てていくと、一番上の平良栄康さんが申請1に対して承認1、読谷漁協さんのほうが申請が3で、前年実績が1つありますので承認を2つで、伊良部から申請してきている小林さんが、申請が2に対して実績ありませんので1頭、下のほうに行きまして、八重山の下地清榮さんが申請2件、前年実績あるんですが、頭数枠の関係で1頭、それから最後の行の八重山の大城航さんが申請1件に対して承認1頭、最後の行、養殖の用で一般社団法人日本ベッコウ甲協会さんから2頭の申請が上がってきています。これは後ほど養殖の用の説明のところで報告させていただきますが、こちらに関しては、実際に採捕されるのが八重山の下地清榮さんで、こちらに枠が割り当ててあることから、一旦この割当て案で行きたいと考えております。

それから、タイマイに関して、こちらも全体の承認枠が28頭と少ないんですが、実績を勘案して割り当てていくとこのような形になりました。特筆するのは、漁業の用で申請してきている下地清榮さんが10頭、最後の行の養殖の用で申請してきている一般社団法人ベッコウ甲協会さんが申請10頭に

対して承認5頭という案で諮りたいと考えております。漁業に関しては、このような状況となっております。

議案書の18ページが、今回の承認証の案になります。承認が得られた方は、こちらにそれぞれの承認頭数と採捕期間、それから使用する船舶の申請があった場合は船舶名と承認期間、制限または条件、こちらに関しては、今回特段記載する方はありません。このような承認証を発行することになります。

それから、20ページをお開きください。

こちらは1件だけなんですけど、養殖の用で日本べっ甲協会さんのほうから申請のありましたアカウミガメ2頭とタイマイ10頭の申請になります。今回、アカウミガメがべっ甲協会さんのほうから申請が上がってきているんですが、アカウミガメに関しては、材料としての使用ではなくて、タイマイと交雑種を作って成長がよいカメができるということで、その試験に使いたいということで申請が上がってきています。

それから、議案書の23ページをご覧ください。

こちらが試験研究での採捕承認申請を上げてきている愛知県の小林清重さんからの承認申請になります。この方は、例年、宮古島で行っている調査研究での承認を受けております。調査の内容は、24ページから28ページまで記載されておりますが、宮古島周辺で漁業で採捕されたもの、それから潜水して確認できたカメを一旦採捕して、それらを計測し、移動を調査するための標識をつけて再度放流する調査になっております。

事務局のほうで同様の調査を何年か小林さんたちが続けられているので、研究成果が何かないかということを確認しているんですが、まだ移動に関して研究成果としてまとめられたものはないということで、データの蓄積段階にあるということです。

ウミガメの採捕承認申請に関しては以上ですが、29ページ、30ページにこちらの研究の採捕承認証の案を記載しております。

ウミガメの採捕承認申請については以上です。よろしく申し上げます。

○上原議長 ただいま第2号議案 ウミガメの採捕承認申請、漁業について30件、養殖について1件及び試験研究について1件の説明をいただきました。

この件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

はい、赤嶺委員、どうぞ。

○赤嶺委員 採捕承認については異議はないんですけども、自分、前

回も指摘したと思うんですけども、23ページの従事する者の住所が黒塗りされていますよね。委員会で審議するのに、この黒塗りは妥当ですか。前回も言いましたが、何か個人情報とかあるかもしれないけれども、名前だけ知って、どこの者とも分からない人たちにこうやっていいの。

○事務局（秋田） 事務局よりお答えします。

これに関して、前回ご指摘いただいた内容の回答ということで、報告の1で正式に回答させていただきます。よろしいでしょうか。

○赤嶺委員 経済産業省じゃないんだからさ。はい、最後に報告いただけると言うことで異議はありません。

○上原議長 その他、ほかございませんか。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長 特にご意見等もないようですので、お諮りをしたいと思います。

漁業用の申請に関しては、一旦上限を10頭から8頭ということでの事務局の案で割り振りをするという、あとは養殖の用に関しても申請がかぶっている部分については割当てを見送るということ、あと試験研究に関しては申請のとおり認めたいということでの提案がございました。

提案のとおり承認いただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長 はい、ありがとうございます。

ご異議ないようですので、第2号議案 ウミガメの採捕承認申請については、提案のとおり承認することといたします。

〔第3号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について〕

○上原議長 次に、第3号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

第3号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について。

議案書の31ページをお開きください。

沖縄県漁業調整規則第4条第1項に掲げる漁業に関し、下記の者に係る許可の手続を行うため、漁業法第58条において準用する第42条及び規則第1条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第11条第3項の規定に基づき沖縄県知事より当委員会に

意見が求められているので、ご審議願います。

今回、許可等をすべき管理する漁業については、①潜水器漁業、サンゴ漁業（深海サンゴ・ソフトコーラル）、それから②マグロはえ縄漁業の2つになります。

議案書の32ページが知事からの諮問になります。

続いて33ページ、知事許可漁業の許可に係る制限措置の公示案の概要です。資料を読み上げさせていただきます。

1番、新規の許可の公示について。

沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について新規の許可を行う場合は、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。

今回、以下の者に係る許可の手続を行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する。

①許可等をすべき数を管理する漁業、公示案が、潜水器・サンゴ漁業、令和5年9月から令和5年11月に有効期間満了を迎える者及び新規の許可を要望する者。マグロはえ縄漁業に関しては、新規の許可を要望する者。

2、許可をすべき漁業者の数について。

上記①の公示に先立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱い方針第6の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行った。その確認の結果及びその他の事情を踏まえた上で許可すべき漁業者の数等を整理した。

第3号議案関係の別添資料をご覧ください。

すみません、こちらの議案書の表紙のページが第4号と間違っておりますが、第3号議案の別添資料になります。

こちらの5の許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数が5ページ目の表にまとめられております。

1番のマグロはえ縄漁業に関して公示数2、サンゴ漁業、深海漁業に関しては今回公示数はゼロ、2のサンゴ漁業（ソフトコーラル漁業）に関しては公示数が5となっております。

それから、議案書のほうに戻ります。34ページをお開きください。

ただいま読み上げましたマグロはえ縄漁業、サンゴ漁業の許可数と、それから漁業時期の詳細についてこちらに書かれております。

続いて35ページ、潜水器漁業に関する許可をすべき漁業者の数と、その制限措置の内容がこちらの表にまとめられております。各共同漁業権の区画での許可をすべき漁業者の数と、その内容について書かれております。

内容が、続いて36ページも潜水器の許可数となっています。

すみません。これは、四半期に一度公示を行っているものなのですが、許可に係る制限措置等の公示案については、事務局からの説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○上原議長　ただいま第3号議案について事務局より説明がありました。この件について、何かご質問、ご意見ございましたらお願ひをいたします。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長　特にご質問等ないようでございますので、第3号議案についてお諮りをしたいと思います。

ただいま事務局より説明があった知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長　ありがとうございます。

第3号議案については、ご異議ないものと認めて原案の提案のとおり承認することといたします。

〔協議事項1 ソデイカの委員会指示に関するスケジュール案及びアンケート案について〕

○上原議長　次に、協議事項に入ります。

協議事項、ソデイカの委員会指示に関するスケジュール案及びアンケート案についてを事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田）　よろしくお願ひします。

議案書の41ページをお開きください。

協議事項1 ソデイカ委員会指示に向けたスケジュール案及びアンケート案について。

沖縄海区漁業調整委員会指示4第3号については、令和5年9月30日をもって有効期間が終了することから、新たな委員会指示を発動する必要があります。

つきましては、当該指示の更新に係る案と指示の変更に関する今後の作業内容及びスケジュールとアンケートの事務局案について協議します。

42ページをお開きください。

前回、皆さんにご覧いただいたソデイカ委員会指示の更新に向けたスケジュールについて、更新した部分を今回赤字で記入しております。表の一番上が本日、第4回海区漁業調整委員会となっております。今回、アンケ

ート案を委員の皆さんからご意見を伺いながら事務局案をつくってまいりましたので、その内容について協議いただきたいと思います。

そして、今回別件の報告で報告させていただくんですが、奄美海区さんと意見交換会を開催する方向で調整しております。それに向けて、海区の事務局同士での事前調整を7月31日に開催する予定であります。

そして8月3日、奄美大島海区との意見交換会に会長、大城委員、当真委員、八前委員と事務局のほうで奄美大島のほうに伺って意見交換会を実施してこようと考えております。

それから、今漁期までの漁獲状況、それからソデイカの調査研究の情報を現在、水産海洋技術センターのほうに依頼しております。これについて、8月10日の第5回海区漁業調整委員会で水産海洋技術センターのほうから調査状況について報告いただきます。

それから、第5回の委員会でアンケートの最終案を確認し、続いてアンケートを実施、8月15日から31日のスケジュールです、漁業者向けにアンケートを実施したいと考えております。

9月の中旬にアンケート結果を踏まえた委員会指示案の策定を行い、総務私学課と公示に向けた調整を行い、9月8日の第6回の海区でアンケート結果を報告させていただきたいと思っております。それを踏まえて、新しい委員会指示案について審議いただく予定でおります。そして、9月下旬、30日の少し前に新しい指示の告示ということになります。

前回の委員会で八前委員のほうからご提案のありました沖縄海区と奄美海区における委員会指示の内容の比較をしてみてもどうかということがありましたので、43ページにその内容を表にまとめております。表の左側が沖縄海区、右側が奄美大島海区のルールになっております。

すみません、ちょっと解像度が低くなってしまっていますが、両方の海区の指示内容を比較すると、漁期が、沖縄海区では禁漁期間6月から11月となっておりますが、奄美大島海区のほうは1月短い6月から10月となっております。

はえ縄漁業に関しては、沖縄海区ではすでに禁止されておりますが、奄美海区では承認制ということで、内容は350針以内、50海里以内での操業禁止というような内容になっております。

それから、旗流し漁業に関しては、沖縄海区も奄美大島海区も同じルールで、50海里以内が予備を含め30本以内、50海里以遠が予備を含め50本以内という内容になっております。

それから、指示の有効期間については、近年、沖縄海区の指示が1年で

更新されていることから、奄美大島海区のほうも様子を伺いながらということと1年で更新していただいております。

次回の8月の海区で水産海洋技術センターのほうから情報提供いただく予定の内容について少し紹介させていただきます。

現在、水技センターのほうで調査している令和4年から5年漁期におけるソデイカの漁獲量と産出額、これについての報告が一つ、それから糸満漁協さんと八重山漁協さんに協力いただいて数年前から行っている標本船調査に関する資源状況調査の経過についての報告、それから最後に、禁漁スケジュールによる漁獲量、産出額及び産卵親イカ資源量のシミュレーションについてということで、イカの寿命が大体1年と言われているんですが、漁獲し始める時期を10月、11月、12月とずらしていったときに、イカの成長を勘案して、いつ頃捕るのが一番いいのかとか、そういうスケジュールで捕った場合、親イカの産卵量がどれぐらいになるかといったシミュレーションを現在お願いしているところです。

また、海区のほうからは、現在議論があります旗数制限、この旗数の制限を緩めたりして漁獲枠をさらに高めた場合、資源はどうなっていくかということも検討できないかということを検討いただいている状況です。

続いて、44ページ、45ページをお開きください。

こちらが、今回、漁業者の皆さんにご回答いただきたいと考えているアンケートの案です。前回までは漁協向けアンケートということで、漁協の事務局にもアンケートをお願いしていたんですが、これまでの集計結果とか報告内容を見ると、漁協の事務局にご回答いただいた内容をあまり活用できていない状況もありましたので、漁業者の皆さんからご回答いただいた内容を整理できれば、それで十分というふうに事務局で判断いたしましたので、漁業者の皆さんに回答いただくアンケートのみを今年の実施しようと考えております。

併せて回答方法について、これまで紙をお配りして、これに記入をいただいていた方法のみだったんですが、最近は皆さんスマホを持っていて、Googleフォームとか利用される機会も多いので、そういった簡単な回答方法についても少し検討したいと思っております。

それでは、アンケートの内容を紹介させていただきます。44ページから説明します。

回答期間が、現在の案では令和5年8月15日から31日、紙については漁協に提出いただいて、取りまとめて提出いただく方針です。

記入情報が、漁業者の氏名と漁船登録番号、これは2級船とか3級船と

か、漁船の規模を少し把握したいため書いてあります。それから乗組員数、これは漁獲努力量に関わってくるので、2人乗りと1人乗りでは船の戦闘力が違ってきますので、そのあたりを把握するために書いております。それから1航海当たりの操業日数をまず記入していただきます。

アンケートの内容なんですが、1番、漁期の考え方に関して。ソデイカの操業に関する望ましい漁期について、以下の中からあなたの考えに最も近いものの番号に丸をつけてくださいということで、これまでは具体的に内容を記述していただくような形だったんですけども、4年度の回答で多かった意見を選択肢として整理して、回答者の考えに近いものを選んでいただく回答方法に変えてみました。1番から、「現行の期間で特に問題が無い」、2番、「漁期の短縮した効果を検討するため、現状維持で様子を見るべき」、3番、「現状の漁期または漁期短縮は、経営的には厳しいが、資源を持続利用する上ではしかたない」、4番、「資源の合理的利用（小型イカや、老成イカは獲らない）のために漁期を絞った方がよい」、5番、「奄美海区と漁期を合わせたほうがよい」、6番、「操業期間を延ばしてたくさん漁獲したい」、7番、「その他の意見」。

続いて、問いの2ですが、禁漁期間延長による資源量の変化に関して。沖縄海区では、令和元年漁期から6月を、令和2年漁期からさらに11月を禁漁期間に設定し、資源の保護に取り組んできています。これらの禁漁期間延長の効果について、あなたの感覚に最も近いものの番号に丸をつけてください。近い回答がない場合は、自由意見欄にご記入ください。同じような形で、感覚に近いものを選んでいただく形になっております。これに関しては、資源量についての感覚とサイズについての感覚、それぞれ組合せで回答いただくような形になっております。

続いて、3番、漁具（旗数）の考え方に関して。現在のソデイカ旗流し漁業における旗数のルールは、50海里以内が30本、50海里以遠が50本になっております。これについても同じように考え方の近い回答を選んでいただく形になっております。回答例が、1番の「現行の旗数で特に問題がない」、②番、「旗数の制限は、経営的に厳しいが、資源を持続利用する上ではしかたない」、③番、「制限がなくなると、小型船には不利なので、現状を維持して欲しい」、④番、「長期間操業すると旗を無くすことがあるので、予備を認めるか、制限数量を増やして欲しい」、⑥番、「イカの質が良い時期に集中して漁獲したいので、漁期を短くして旗数制限を緩和してほしい」、⑦番、「今よりたくさん獲りたいので、旗数制限を緩和して欲しい」、⑧番、「その他の意見」。

4つ目の問いが、ソデイカの漁期に関して。これは1つ目の問いを踏まえたものですが、沖縄海区におけるソデイカの漁期は、現在12月から5月の6か月間となっております。望ましい漁期について、あなたの考えに最も近いものの番号をお答えください。1番が、「現行の漁期」で12月から5月、2番が「漁期の開始を1ヶ月早める」、11月から5月の7か月、3番が「漁期の開始を1ヶ月早め、終了を1ヶ月早める」で、6か月間という期間は変えませんが、11月から4月、4番が「漁期の開始を1ヶ月早め、終了を1ヶ月遅らせる」というようなアンケート案になっています。

すみません。5問目が、委員会指示の期間に関して。近年は、ソデイカの委員会指示について毎年更新してきているんですが、制度が安定してきた指示に関しては、ウミガメとかアカジン・マクブのように有効期間を延ばしているものがあります。これに関して期間をもう少し延ばしてもいいんじゃないかという意見もありますので、最後の問いで伺っております。

これらのアンケート案に関して、各項目でこういった意見も伺うべきじゃないかとか、またさらにこういったことも聞くべきじゃないかということについて何かご意見がある方は、事務局までご提案いただければと思います。よろしくお願ひします。

○上原議長 今、事務局のアンケートに関する案の説明がありましたが、この件について、委員の皆さんから何かご意見、ご提言があればお願ひをしたいと思います。いかがでしょうか。

当真委員。

○当真委員 アンケートの内容としては非常にいいのかなと思っているんですけども、以前、秋田さんから、これでいいかなということで検討をしてくれということでもあったんですけども、今ちょっと考えてみて、クエスチョン5の委員会指示の期間に関してなんだけれども、1年、3年、それ以上とあるんですけども、もしできれば1年、2年、2年ぐらいも入れていたほうがもうちょっと選択肢が増えるかなという気がするので、できればすぐ1年、3年じゃなくて、2年を入れてみたらどうかと思うので、ぜひ検討してほしい。

○事務局（秋田） ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○上原議長 ほか何かございせんか。

ちょっと僕から1つ。

これ、複数回答ではなくて、もう1つだけ、選ぶのは。

○事務局（秋田） はい。事務局の考えとしては、最も考えに近いもの

を選んでいただくということで考えています。

その他、もし意見があるようであれば、各アンケートの回答欄にその他の意見という欄が設けてありますので、そこに補足的にご記入いただければと考えております。

○上原議長 はい、分かりました。

城間委員、どうぞ。

○城間委員 すみません、クエスチョン1とクエスチョン4なんですけれども、これは1番を踏まえて4番があるという話だったので、並べたほうがいいんじゃないかなという気がします。クエスチョン1の後のクエスチョン2のところに、この漁期に関して、1番を踏まえて漁期に関してどう考えますかというような問いをしたほうが関連性が見えるのかなという気がしますけれども、どうでしょうか。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

アンケートの順番に関しては、おっしゃるとおり質問の流れもありますので非常に重要と考えております。

前日に会長とも実は相談させていただいて順序の並び替えとかも検討したところなんですけど、問いの2番の禁漁期間延長による資源量の変化に関して、ここでちょっと禁漁期間の考え方を1番で伺って、それに対するこれまでの取組の漁業者の方の肌感覚を伺って、それを踏まえて禁漁期について回答いただくという内容で今の案をつくっておりますので、おっしゃるように、流れからいうと1番があって4番のほうが確かに自然な流れではあるんですが、もう一度ちょっと順番も含めて再度検討させていただきたいと思います。

有益なご意見、どうもありがとうございました。

○城間委員 ありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

ほかございませんか。

じゃ、山川委員、どうぞ。

○山川委員 アンケートの1番の漁期の考え方に関して、⑤番に「奄美海区と漁期を合わせたほうがよい」というのがあるので、ほとんどご存じの方が多いかもしいんですけれども、奄美海区の漁期も何月から何月というのを、ちょっと文字としてでも参考資料としてデータが多いほうが分かりやすいかなと思ったので、ちょっとそこだけ気になりました。

○事務局（秋田） 事務局からお答えいたします。

ご指摘のとおり、奄美海区の情報も、今回議案書の43ページにつけさせ

ていただいたんですが、この情報と、それから次回海区で水産海洋技術センターから資源状態だとか、これまでの調査研究の状況を報告いただきますので、そういった情報を整理して、見やすい資料を添付して、それを見ながら漁業者の方にはアンケートに回答いただくような形でアンケートを取りたいと考えています。

ですので、添付資料としては、ご指摘のように漁期だとか、指示の内容は比べられる資料をつけさせていただきます。

○上原議長 よろしいでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 当真委員に聞きたいんですが、小型のイカは何センチ以上は捕るとかいうふうには決めていないんですか。

○当真委員 それは決めていない。

○山内委員 決めていない。

○ すみません、マイクを通してお願いできますか。

○山内委員 もう一度質問します。

小型のイカは捕らないようにするとなっておりますが、サイズなどを決めて捕らないようにしているかどうかをちょっと教えてほしいです。

○当真委員 僕でいいですか。

基本的には決めていないです。ただ、生産者からすれば大きいのがという目安があるので、多分小さいのだったら、そのままリリースというか、そういうこともやっているということです。

大体3キロ以上じゃないと捕っていないんじゃないかな。

○山内委員 はい、ありがとうございます。

○上原議長 じゃ、大城委員、どうぞ。

○大城委員 糸満のほうでは、市場の取扱いで3キロ以下は受け付けなくて、これ、海区漁業調整委員かどこかでの指示があって、糸満でいくと我々の市場は3キロ以下っていうのを過去にやっていて、ちょっと今、僕、現場分からなので分かんないですけども、だったと、これ、沖縄全漁協のほうに通達行ってたんじゃないかと思うんですが、ちょっと現場離れて分からないけれども、その確認をお願いします。

サイズじゃなくて、確かキロ数だったと思います。

○上原議長 7キロ、7キロシモ

○大城委員 いや、5シモもあります。

○上原議長 5シモ、7キロは……

○大城委員 あれは値段の設定ね。

ただ、僕がやっている時代だと、10年ぐらい前に、もっとになるかもしれないけれども、僕、ちょっと記憶ないんだけど、3キロ以下は糸満漁協の市場は受け付けなかったんですよ、どこも。

○当真委員 糸満の市場の自主規制じゃないですか。

○上原議長 どこにも入っていない、自主ルールだと思う。自主的なルール、生産者協議会でもうこれ以下は捕らないでおこうっていう。

○大城委員 沖縄全島に浸透しているわけじゃないんだ。

○上原議長 委員会指示では出していない。

○大城委員 ああ、出していない。

○上原議長 何キロ以下は取っちゃいかんというのはないと思います。

○大城委員 てっきり指導があって、こういうふうに沖縄県全体で決めたかなと思ったんだけど。

○上原議長 ごめんなさい。ウェブ参加の皆さん聞こえてないから困っちゃいますよね。すみません、ウェブの皆さん、ごめんなさいね。

今、漁獲サイズの制限があったかどうかということ、今ちょっと委員の方で少しご意見があったので、すみません、個人的な話みたいになってしまいました。すみませんでした。

○上原議長 もし分かれば、後で事務局の方で調べておいて。

○事務局（秋田） 私自身も聞いたことはあって、恐らく自主ルールだったかなと思うんですが、ちょっと記憶がないので確認してまいります。

○上原議長 どうぞ、新立委員。

○新立委員 自分は3キロ以下を見たことがあるんですよ。けれども、この3キロ以下というのは内臓を取って3キロなのか、内臓を入れて3キロなのか、それがはっきりまだしないと思うんですよ。結局内臓を入れて3キロだから、内臓を取って競りには出すから3キロにはならないと思うんですね。そこのところを少し確認してみてください。

○大城委員 決めているわけじゃないから、僕、言おうか。僕のほうで。

僕は、てっきり10年前から糸満漁協のほうでは3キロ以下は受け付けないとあって、てっきり海区とか、いろいろ行政指導とか、いろいろ皆さんで決めたので、それを忠実に実行しているかと思ったら、何かそれはちょっと私の勘違いだったみたいで。

3キロ以下に関するものに関しては、内臓とゲソも取って胴体だけのキロ数で3キロ以下は受け付けないと、市場のほうで、やっぱり糸満の市場のほうでの取扱いはそういう決め事で、皆さんそれを守って、大体目安ではあるんですけども、洋上で3キロ以上であれば捕るし、3キロ以下で

あれば市場のほうでも受け付けないので、そのままリリースという形でここ数年、今もそれはもう浸透して持ち帰らないようにしてリリースという方向でやっていて、ずっと今も継続してやっているといます。

内臓を取って胴体だけで3キロという、我々はそういう解釈でやっていました。

○上原議長 はい、どうぞ、山内委員。

○山内委員 別の質問ですけれども、よろしいですか。

○上原議長 いいよ、どうぞ。

○山内委員 今期の漁ですけれども、沖縄では去年の12月から始まっていて、奄美大島は11月から。去年の話でしたが、沖縄県が禁漁期のうちに鹿児島県からソデイカが競り市場に出荷されることについて問題提起というか、そういうやらないほうがいいんじゃないかという意見などもありました。

この件については、奄美大島と少しお話し合いをする必要があるのかなと思っておりますので、8月以降ですか、奄美大島との意見交換。

○上原議長 はい。

○山内委員 そのときに沖縄が禁漁期の中に競り市場に出荷するということについて調整をしてほしいなと思いますが、この点についてどうお考えかお聞かせください。

○上原議長 今のご指摘のことなんですが、当然そこも踏まえて、今回は形式張った奄美との会合ではなくて、ざっくばらんに意見交換をしたいということを予定しています。

これまで漁期を向こう側が合わせてくれたとかいうことに対するお礼と、今後、こちらの思い、前回、ちょっと周辺海域で違法操業があるんじゃないかという指摘も受けていますので、その辺も含めてトータルで奄美の海区の皆さんとは意見交換をさせてもらいたいと思いますし、それについては戻り次第、また委員の皆さんに報告をさせていただきます。いろいろな議論は予定もしていますので。

○山内委員 はい、お願いします。

○上原議長 新立委員、どうぞ。

○新立委員 すみません、先ほどの話なんですけれども、糸満漁協では3キロ以下は出しちゃいけないというのは聞きました。

だったら、各漁協に委員会指示の協力として3キロ以下のソデイカを競りに並べないように、各組合のほうにも協力してもらったらどうでしょうか。一方は出す、一方は出さないといったら、じゃ、出してもいいと

ということになるじゃないですか。それは各組合のほうに協力してもらっては、これ、もう完全に違反じゃないんですよね、会長、出すこと自体は。じゃ、片一方は駄目、片一方は出していいってなったらちょっとおかしいんじゃないですか。じゃ、それ、だって出していいってということじゃないですか。1つに絞らないといけないと思うんですけども。

○上原議長 この件に関しては、先ほど事務局がその経緯等について後で調べて、また次回報告をするというふうな話があったと思いますが、ちなみに私、八重山漁協でいうと、八重山も3キロ以下は買取りしません。もうこれは持ち帰るか、本来はリリースしてくれということを行っていますので扱っていませんが、そこを強制はできないので、自主的なルールで皆さん取り組んでいますので、そこは委員会がどうしろということとはなかなか言えないと思います。

ただ、次回、このような経緯を少しまた報告してもらいますので、そこでちょっと考えを協議ができればと思いますので、よろしくお願いします。

○新立委員 はい、分かりました。

○上原議長 ほか何かありますか。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長 じゃ、特にご意見等がないようですので、先ほど質問の項目事項、順番の入替えとか、少し追加とかっていうご意見ありましたので、そのあたり、事務局、また検討された上で、また再度確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

じゃ、協議事項としてはこれで終わらせていただきます。

〔報告事項1 ウミガメの採捕承認申請審査に係る個人情報の取扱いについて〕

○上原議長 次以降、報告事項については事務局のほうから随時報告を進めていただければと思いますのでお願いします。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

報告、全部で3件ありますが、まず1つ目、議案書の46ページをお開きください。

先ほど赤嶺委員からもご指摘がありましたウミガメの採捕承認申請に関して個人情報の取扱いについて内容を確認してまいりました。読み上げます。

令和5年6月9日に開催された第3回沖縄海区漁業調整委員会において、研究目的でのウミガメの採捕承認申請の審査に係る個人情報の取扱いにつ

いて、申請書の採捕予定者の住所を非開示とすることについて指摘がありました。

事務局で関係する個人情報の取扱いについて確認したところ、右に参考資料を載せているんですが、「安全管理措置」として匿名加工情報とすることについて「努力義務」が定められていることが分かりました。

また、前年度の採捕承認申請時の議案資料を確認したところ、同様に住所等については非開示、前回空欄にしていたんですけども、黒塗りなのでちょっと印象が悪かったのかなと思います。

また、ウミガメの採捕承認申請の審査に当たっては、調査や研究の目的、方法、それから内容について審査するものであり、申請者の居住地はこれらの事項とは直接関係するものではございません。

したがいまして、今後も採捕予定者の住所については、個人情報保護の観点から非開示とする方針であります。

これについてよろしいでしょうか。すみません、ちょっとご理解いただければと思います。

【報告事項2 ソデイカ漁業に関する奄美大島海区との意見交換会について】

○事務局（秋田） 報告の2点目なんですが、先ほどの協議事項でも上げさせていただきましたソデイカ漁業に関する奄美大島との意見交換会について。

現在、奄美大島海区の事務局と意見交換会に向けた事務調整を行っております。沖縄海区と奄美大島海区はソデイカ漁業の漁場を同じくすることから、双方の操業の円滑化を図っていくために操業ルールに関する意見交換が必要と考えております。

これまで度々そういった機会の場を設けることが検討されてきて、令和元年に当時の金城会長と、当真委員とで奄美のほうに伺って意見交換しているんですが、2年以降、新型コロナの影響もありまして、なかなかそれがかなわない状況にありました。

それで、今回改めて奄美大島海区の委員の方、それから事務局と意見交換をする運びとなりましたので、現在、49ページのスケジュールで上原会長、当真委員、大城委員、八前委員と事務局、我々2名でお伺いする予定を立てております。

8月3日に奄美大島海区の海区委員会が開催されますので、そのタイミングでお伺いして、先ほど会長からお話があったように、これまで大島海

区のほうが漁期を少し歩み寄っていただいたことだったり操業ルールに関してだとか、それから沖縄側からも漁期の違いがある中で鹿児島から出荷がある状況について、双方の意見を出し合う予定であります。

〔報告事項3 南北大東島沿岸及び多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示について〕

○事務局（秋田） 続きまして、報告事項の3つ目が50ページと51ページでございます。

○事務局（井上） すみません。担当のほうは今日ちょっと出席できないという形でありましたので、僕のほうからお話しさせていただきたいと思っております。

漁業権の切替え、令和5年9月にありまして、それに伴いまして、5年に一度、南北大東島沿岸及び多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示が更新されています。

お手元の50ページと51ページを見ていただきたいと思います。

今回、指示の概要として、多良間村に関しては、沿岸域に設定される共同第23号漁業権に関し、その免許を受けた池間漁協、宮古島漁協及び伊良部漁協に加入していない多良間村に住所を有する漁業者の漁業を営む機会を確保し、もってこれらの者を保護することを目的として発動されたものであります。

2番のほうに経緯が書かれていまして、随時5年に一度更新をしています。

今回、委員会の指示を更新する予定で、下段のほうには3番、委員会指示の更新について、多良間村の漁業者の実態に大きな変化がないというような聞き取りを伺っていますが、今確認中になっています。

また、多良間村からの要望書の内容から、委員会指示による漁業秩序の維持の効果が認められると思っておりますので、引き続き確認をした上で更新の手続をさせてもらいたいと思っております。

同様に、51ページの南北大東に関する委員会指示について、南北大東の沿岸海域における重要な磯根資源を対象とした漁業を承認制として管理することで、島内漁業者の漁業を営む機会を確保し、漁場の利用に関する紛争を予防し、その他漁業調整を図り、また島の外の漁業者に対する磯根資源の乱獲の防止を目的として発動されております。

これも過去に両村のほうから要請が上がりまして、団体の意見も踏まえた上で委員会指示の継続を今現在、口頭で伺っておりますので、正式な書

面を頂いた上で発動をしていきたいと思っております。

今現在確認中なのは、漁業実態に変化がないか、そして島の外からの漁業者に対する操業承認の事例がないか、また委員会指示が秩序の維持の効果に見られるかを確認中であります。それをもちまして、今度の8月に南北大東、そして多良間の委員会指示の更新を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回、令和5年9月に漁業権の一斉切替えがありますので、諮問と答申も併せてお願いいたします。

以上になります。

○上原議長 報告事項に関して、委員の皆さんから何かご意見、ご質問があれば。

(「ありません」という声、あり)

○上原議長 はい。じゃ、特にないようですので、最後の議事外報告について事務局より報告をしてください。

○事務局(秋田) 最後に、議事外報告としてウミガメ採捕承認に関する事項で1つ報告がありますので、事務局より報告させていただきます。

今回お配りした資料、最後の議事外報告で両面印刷で1枚お配りしているものをご覧ください。

大変申し訳ありませんが、この資料に関しては、会議が終わった後に回収させていただきます。ウェブ参加の方に関しては、申し訳ありませんが、画面共有での閲覧のみとさせていただきます。よろしく願いをします。

今回、ウミガメの採捕承認申請に当たって申請のあった方の中で、前年度、採捕されたウミガメを不適切に販売した事案がありました。

本事案は、海区漁業調整委員会指示に違反するものではないものの、動物の愛護及び管理に関する法律に違反していたため、法律を所管する動物愛護管理センターから違反者に対して指導したところです。

簡単に申し上げますと、漁業に関するルールの違反はなかったんですが、動物を販売する際は、展示用販売を行う方は、動物愛護及び管理に関する法律の中で動物取扱業の登録を受けないといけないんですけども、登録を持っていない方に対して販売してしまったと。それは持ってない方の違反でもあるんですけども、販売した方は、相手がちゃんと持っていることを確認する義務があるというのがまた法律にうたわれていて、その確認を怠ったことがこの法律違反ということで、動物愛護管理センターから指導を受けています。

経緯を少し読み上げさせていただきます。

令和5年6月30日をもってウミガメの採捕に係る海区漁業調整委員会指示2第3号の有効期間が切れることから、6月5日付で各漁組、研究機関及び前年に採捕承認を受けている者に対し、ごめんなさい、別添資料、これはないんですが、申請手続の事前通知を発出しました。

前年度に漁業で申請を得ていた平良栄康氏より令和5年度の漁期の申請書と令和4年度の採捕実績の提出がありました。食用、剥製用の目的以外で販売したウミガメの採捕実績を提出する際は、漁業者本人の動物取扱業登録証の写しの添付と共に販売先が動物取扱業登録を受けていることを確認することとなっていますが、確認した旨の報告がなかったため確認を依頼しました。

平良氏からの報告により、前年度の販売先であるベッセルという業者が動物取扱業登録を受けていなかったことが発覚しました。取扱業登録を受けないでウミガメを含む動物の取扱業を営んだ場合、動物の愛護及び管理に関する法律第10条に違反します。

また、動物の販売等、取引に当たっては、取引の相手方が関連法令に違反しないことを確認する義務があります。これが動愛法第21条の基準遵守義務となっております。

そのため、動物の愛護及び管理に関する法律を所管する動物愛護管理センターに今後の対応について事務局から相談しました。

その結果、平良氏は動愛法第21条基準遵守義務に違反していたことが明らかになり、動物愛護管理センターが法律に関して指導し、違反状態の解消、今回ですと取引の中止をまず検討したんですが、亀の移送に当たっては本土とやり取りをすることになるので、亀の状態を勘案して、販売先が取扱業登録を受けることを約束したということで、販売先が新たに取扱業を取ることで解消することとなりました。

また、平良氏の聞き取りの際、ベッセルが個人向けの売買をするペットショップであることが分かったため、動物愛護管理センターから、ウミガメ類が国際希少動物に該当するため水族館等への譲渡が禁止されているのではないかという指摘があったので、環境省にも一旦相談をしました。

しかし、この件に関しては、環境省から、種の保存法で国際希少種に指定されているんですけれども、これに関しては種の保存法の施行規則条文により適用除外、漁業関連法令に基づく適法な採取については違法とされないという回答を環境省のほうからいただいていますので、漁業の許可をきちんと取って採捕したものに関しては違法にはならないということで、

違反としてはこの動愛法の違反のみということになりました。

海区からこの違反に関して何か指導はないのかということも検討したんですが、所管する法律が海区委員会では漁業法に基づいていますので、漁業に関する違反ではなくて、あくまで動愛法の違反なので、法律の所管を超えた指導というのはできませんので、今回は動物愛護管理センターからの指導と、それから海区からは申請に当たって、今後同じような違反が起きないように、きちんと販売に際しては確認するような指導をするにとどめたいと考えております。

本件に関しては以上です。

○上原議長 はい、ありがとうございます。

今、報告があった件について、何かご意見があればお伺いしたいと思いますが。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 これはちょっと海区委員会では問題ないんですけれども、例えば販売目的をペットショップに売るという目的で採捕の申請を出してもいいということなんですか。そこの確認をしたいんですけれども。

○事務局（秋田） その件を含めて、環境省にも一旦こちらから出向いて確認をしてみりました。

売り先として、今までほかにも事例が実はあって、ホテルで展示用に売りたいからホテルに売ってほしいとか、そういった事例も過去にあったそうで、環境省のほうもそういった事例は把握しているようなんですけれども、種の保存法の中で採捕に関しては制限があるんですが、飼育とか販売に関しては特にないようで、この状態を放置して、間違った不適切な展示というか、そういった事例が横行しないでもないので、環境省としても危機感を持ってはいるんですけれども、現在の法律では採捕に関する部分しか制限がないので、特段何か制限があるものではないということでした。

○藤田委員 はい、ありがとうございます。

小笠原は、何か沖縄と違って、卵を持っている雌を捕っていいことになっていて、その卵からふ化した子供を何か飼育したりしているみたいなんですけれども、ちょっと別にペットショップが買った先でも、食料でも、漁業と言えば漁業だからいいのかもしれないけれども、何かちょっと若干腑に落ちないなと思ってしまっていて、頭数制限とかある中でちょっとどうなんですかね。

せめてこちらはちょっと売り先の把握、確かしていたと思うんですけれども、ちょっとそういうのも見直したほうがいいのか、ちょっとなかなか

腑に落ちないところがたくさんあるなと思って、感想みたいな感じなんですけれども、すみません、ありがとうございます。

○上原議長　　これ、回答いいですよ、藤田委員。

○藤田委員　　はい、大丈夫です。

○上原議長　　ほか何かございますか。

（「ありません」という声、あり）

○上原議長　　特にないようですので、本日提案の議案、あと報告、協議事項は以上になります。

特になければ、これで審議は終わりたいと思います。

その前に、附帯決議を取らせてください。読み上げます。

附帯決議。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというので、よろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長　　はい、ありがとうございました。

附帯決議についても承認をいたします。

では、進行を事務局に移します。よろしくをお願いします。

○事務局（井上）　　皆さん、長い間お疲れさまでした。ありがとうございます。

無事に進行のほうは進みましたので、次回の海区は、8月10日木曜日、14時からの予定です。会場は、県庁6階第2特別会議室、こちらを予定しておりますが、別件で会議が入る可能性もあるため、会場を変更する可能性がありますのでご了承ください。

また、次回のほうは先ほども述べましたが、漁業権の一斉更新に関わる諮問と答申、そして試験場からの報告事項等がありまして、ちょっと長丁場になる可能性もありますが、ご了承ください。

ぜひ、体調が優れない場合はやむを得ませんが、会場に来て議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。お疲れさまでした。

○上原議長　　皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和5年7月14日

議長

議事録署名人

議事録署名人